

9 用語等の解説

(1) 海面漁業経営体調査

海面漁業	海面（浜名湖、中海、加茂湖、猿澗湖、風蓮湖及び厚岸湖を含む。）において営む水産動植物の採捕又は養殖の事業をいう。
過去1年間	平成24年11月1日～平成25年10月31日の期間
漁業経営体	過去1年間に利潤又は生活の資を得るために、生産物を販売することを目的として、海面において水産動植物の採捕又は養殖の事業を行った世帯又は事業所をいう。 ただし、過去1年間ににおける漁業の海上作業従事日数が30日未満の個人経営体は除く。
経営組織	漁業経営体を経営形態別に分類する区分をいう。
個人経営体	個人で漁業を自営する経営体をいう。
団体経営体	個人経営体以外の漁業経営体をいい、会社、漁業協同組合、漁業生産組合、共同経営、その他に区分している。
会社	会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項に基づき設立された株式会社、合名会社、合資会社及び合同会社をいう。なお、特例有限会社は株式会社に含む。
漁業協同組合	水協法第2条に規定する漁業協同組合（以下「漁協」という。）及び漁業協同組合連合会（以下「漁連」という。）をいう。
漁業生産組合	水協法第2条に規定する漁業生産組合をいう。
共同経営	二つ以上の漁業経営体（個人又は法人）が、漁船、漁網等の主要生産手段を共有し、漁業経営を共同で行うものであり、その経営に資本又は現物を出資しているものをいう。
その他	都道府県の栽培漁業センターや水産増殖センター等、上記以外のものをいう。
経営体階層	漁業経営体が「過去1年間に主として営んだ漁業種類」又は「過去1年間に使用した漁船のトン数」により、次の方法により決定した。 （ア）過去1年間に主として営んだ漁業種類（販売金額1位の漁業種類）により決定した経営体階層。 大型定置網、さけ定置網、小型定置網及び海面養殖の各階層。 （イ）過去1年間に使用した漁船の種類及び動力漁船の合計トン数（動力漁船の合計トン数には、遊漁のみに用いる船、買いつけ用の鮮魚運搬船等のトン数は含まない。）により決定した経営体階層。 上記（ア）以外の経営体は、使用漁船の種類及び使用動力漁船の合計トン数により、漁船非使用、無動力漁船、船外機付漁船、動力1トン未満から動力3,000トン以上の階層までの16経営体階層を決定した。
漁業層	
沿岸漁業層	漁船非使用、無動力漁船、船外機付漁船、動力漁船10トン未満、定置網及び海

中小漁業層 大規模漁業層	面養殖の各階層を総称したものをいう。 動力漁船10トン以上1,000トン未満の各階層を総称したものをいう。 動力漁船1,000トン以上の各階層を総称したものをいう。
漁業種類	漁業経営体が営んだ漁業種類（53種類。具体的には48～53ページの表頭項目のとおり。）をいう。
営んだ漁業種類	漁業経営体が過去1年間に営んだ全ての漁業種類をいう。
漁獲物・収獲物の販売金額	過去1年間に漁獲物又は海面養殖の収獲物を販売した金額（消費税を含む。）をいう。
出荷先 漁業協同組合の市場又は荷さばき所 漁業協同組合以外の卸売市場 流通業者・加工業者 小売業者 生協 直売所 自家販売 その他	過去1年間に漁獲物・収獲物を漁業経営体が直接出荷した相手先をいう。 漁協が開設している卸売市場又は漁協の荷さばき所へ出荷している場合をいう。 漁協以外が開設している卸売市場（中央卸売市場を含む。）へ出荷している場合をいう。 卸売問屋等流通業者、加工業者等へ出荷している場合をいう。 スーパー（量販店を含む。）や鮮魚商等へ出荷している場合をいう。 生協へ出荷している場合をいう。 直売所、道の駅等で場所を借りて販売している場合をいう。 自家店舗、通販、インターネット販売、行商などで販売している場合をいう。 上記以外の場合をいう。
漁業就業者 自営漁業のみ 漁業雇われ	満15歳以上で過去1年間に漁業の海上作業に年間30日以上従事した者をいう。 漁業就業者のうち、自営漁業のみに従事し、共同経営の漁業及び雇われての漁業には従事していない者をいう（漁業以外の仕事に従事したか否かは問わない。）。 漁業就業者のうち、「自営漁業のみ」以外の者をいう（漁業以外の仕事に従事したか否かは問わない。）。
新規就業者	過去1年間に漁業で恒常的な収入を得ることを目的に主として漁業に従事した者で、①新たに漁業を始めた者、②他の仕事の主であったが漁業が主となった者、③普段の状態が仕事を主としていなかったが漁業が主となった者のいずれかに該当する者をいう。 なお、個人経営体の自営漁業のみに従事した者については、前述のうち海上作業に30日以上従事した者を新規就業者とした。
漁業従事者	満15歳以上で、11月1日現在で海上作業に従事した者
漁船	過去1年間に経営体が漁業生産のために使用したものをいい、主船のほかに付属船（まき網における灯船、魚群探索船、網船等）を含む。 ただし、漁船の登録を受けていても、直接漁業生産に参加しない船（遊漁のみ

	に用いる船、買いつけ用の鮮魚運搬船等)は除く。 なお、漁船隻数の算出に当たっては、上記のうち調査日現在保有しているものに限定している(重複計上を回避するため。)
無動力漁船	推進機関を付けない漁船をいう。
船外機付漁船	無動力漁船に船外機(取り外しができる推進機関)を付けた漁船をいい、複数の無動力漁船に1台の船外機を交互に付けて使用する場合には、そのうち1隻を船外機付漁船、他を無動力漁船とした。
動力漁船	推進機関を船体に固定した漁船をいう。なお、船内外機船(船内にエンジンを設置し、船外に推進ユニット(プロペラ等)を設置した漁船)については動力漁船とした。
漁業の海上作業	ア 漁船漁業では、漁船の航行、機関の操作、漁労、船上加工等の海上における全ての作業をいう(運搬船など、漁労に関して必要な船の全ての乗組員の作業も含める。したがって、漁業に従事しない医師、コック等の乗組員も海上作業従事者となる。) イ 定置網漁業では、網の張り立て(網を設置することをいう。)、取替え、漁船の航行、漁労等海上における全ての作業及び陸上において行う岡見(定置網に魚が入るのを見張ること。)をいう。 ウ 地びき網漁業では、漁船の航行、網の打ち回し、漁労等海上における全ての作業及び陸上の引き子の作業をいう。 エ 漁船を使用しない漁業では、採貝、採藻(海岸に打ち寄せた海藻を拾うことも含める。)等をする作業をいう(潜水も含む。) オ 養殖業では、次の作業をいう。 (7) 海上養殖施設での養殖 - a 漁船を使用しての養殖施設までの往復 - b いかだや網等の養殖施設の張立て並びに取り外し - c 採苗(さいびょう)、給餌作業、養殖施設の見回り、収獲物の取り上げ等の海上において行う全ての作業 (イ) 陸上養殖施設での養殖 - a 採苗、飼育に関わる養殖施設(飼育池、養成池及び水槽等)での全ての作業 - b 養殖施設(飼育池、養成池及び水槽等)の掃除 - c 池及び水槽の見回り - d 給餌作業(ただし、餌料配合作業(餌作り)は陸上作業とする。) - e 収獲物の取り上げ作業
個人経営体の専兼業分類	
専業	個人経営体(世帯)として、過去1年間の収入が自営漁業からのみあった場合をいう。
第1種兼業	個人経営体(世帯)として、過去1年間の収入が自営漁業以外の仕事からもあ

	り、かつ、自営漁業からの収入がそれ以外の仕事からの収入の合計よりも大きかった場合をいう。
第2種兼業	個人経営体（世帯）として、過去1年間の収入が自営漁業以外の仕事からもあり、かつ、自営漁業以外の仕事からの収入の合計が自営漁業からの収入よりも大きかった場合をいう。
兼業の種類	
自営業	
水産加工業	水産加工業とは、水産動植物を主たる原料とする加工製造業をいい、水産動植物を自営以外から購入して加工製造するもの及び原料が自家生産物の場合でも、同一構内（屋敷内）に工場、作業場と認められるものがあり、その製造活動に専従の常時従業者（家族も含む。）を使用し、加工製造するものをいう。なお、藻類の素干し品のみを製造する場合は、水産加工業に含めない。
民宿	旅館業法（昭和23年法律第138号）に基づく旅館業の許可を得て、観光客等の第三者を宿泊させ、自ら生産した水産動植物や地域の食材をその使用割合の多寡にかかわらず用いた料理を提供し料金を得ている事業をいう。
遊漁船業	遊漁者から料金を徴収して、漁船、遊漁船等を使用して、遊漁者を漁場に案内し、釣りなどの方法により魚類その他の水産動植物を採捕させること（船釣り、瀬渡し等）をいう。なお、遊漁者を他の業者に斡旋する業務は遊漁船業に含めない。
その他	上記以外の自営業。
勤め	賃金報酬を得ることを目的として、雇われて仕事に従事した世帯員がいる場合をいう。
基幹的漁業従事者	個人経営体の世帯員のうち、満15歳以上で自営漁業の海上作業従事日数が最も多い者をいう。
世代構成別	
一世代個人経営	漁業を行った世帯員が「経営主のみ」、「経営主と配偶者のみ」及び「経営主の兄弟姉妹のみ」の世帯員構成で行う経営をいう。
二世代個人経営	一世代個人経営に「子」、「父母」、「祖父母」及び「孫」のうちいずれかを加えた世帯員構成で行う経営をいう。
三世代等個人経営	三世代等個人経営とは、一世代個人経営及び二世代個人経営以外の世帯員構成で行う経営をいう。
自営漁業の後継者	満15歳以上で過去1年間に漁業に従事した者のうち、将来自営漁業の経営主になる予定の者をいう。
大海区	海面漁業生産統計調査の表章単位で、全国の海域を9区分している。それぞれの境界線については、大海区分図（142ページ）のとおり。

(2) 漁業管理組織調査

過去1年間	海面漁業経営体調査の「過去1年間」（131ページ）に同じ。
漁業管理組織	以下の事項を全て満たしている組織をいう。 ①漁場又は漁業種類を同じくする複数の漁業経営体が集まっている組織 ②自主的な漁業資源の管理、漁場の管理又は漁獲の管理を行う組織 ③漁業管理について、文書による取決めのある組織 ④漁協又は漁連が関与している組織
運営主体	漁業管理組織を運営する組織の形態別分類をいう。
漁業協同組合の 単一組織	漁協が主体となって、自主的に漁業管理を実践しているものをいう。 なお、漁協の支所は「漁協の単一組織」とするが、漁業生産組合は対象外とする。
漁業協同組合の 連合組織	複数の漁協が連合して、漁業管理に関する取決めを行い、これを実践しているもの又は漁連が主体となって、自主的に漁業管理を実践しているものをいう。
漁業協同組合の 下部組織	漁協が組織内に設置した漁業種類別部会、青年部等の下部組織が主体となって、自主的に漁業管理を実践しているものをいう。
漁業協同組合の 任意組織	漁協内において、漁協の組合員が独自に組織した漁業種類別部会等の任意組織が主体となって、自主的に漁業管理を実践しているものをいう。
漁業管理内容	過去5年間の通常の時期に行った漁業資源の管理や漁場の保全・管理及び漁獲管理の規制の内容をいい、試験的に行ったものや、継続性のないものは除く。
資源量の把握	漁場内の資源量を把握するために、魚介類等の生育状況等を実際に調査している場合、過年次の漁業操業における漁獲量、出漁日数、漁船漁具の規模等のデータを用いて資源量の解析を行っているものをいう。 なお、数値的根拠がないものは含まない。
漁獲（収獲）枠の 設定	適正な漁獲量を算出し、魚種別又は漁業種類別に総漁獲量を取決めていているものをいう。また、海面養殖にあっては、漁場環境の変化等を防ぐ観点から養殖施設の総設置数を取決めていているものも含む。
漁業資源の増殖	資源を維持・増大するために、種苗の中間育成、種苗放流等を行っているものをいう。
漁場の保全	油濁・赤潮の防止対策、公害対策、漁場汚染の防止対策等、漁場環境を漁業資源の生育に適する状態に保つための措置等を講じたもの及び漁場環境の調査を行ったものをいう。
藻場・干潟の維持 管理	藻場（アマモ、ガラモ等の海藻が繁茂し、陸上の森林の様相を呈するものをいう。）や干潟（日常干潮帯に露出する砂泥平泥をいう。）を維持管理するために行った活動をいう。
漁場利用の取決め	禁漁区の設定、操業区域の制限、漁場利用の輪番制、輪採制、海面養殖における養殖規模の制限（組織が個々の経営体を制限しているもの）等漁場利用に関して組織内で取決めを行ったものをいう。
漁場の監視	漁場における操業秩序の維持又は密漁防止のため、漁場の監視を行ったものをいう。

植樹活動、魚つき林の造成	いう。 沿岸漁場のための、植樹活動（森林がもたらす栄養分に富んだ水の安定供給、保水機能、良質の土砂の供給等により魚介類を保育する目的で山に木を植え、その保育作業をすることをいう。また、保育作業とは、植栽を終了してから伐採までの間に、樹木の生育を助け健全な森林を造成するために行う下刈り、つる切り、除伐及び間伐等を行うことをいう。）や魚つき林（水面に対する森林の陰影、投影、魚類等に対する養分の供給、水質の汚濁防止などの作用により魚類の棲息と繁殖を助ける目的で設けた海岸林を造成することをいう）の造成活動をいう。
漁期の規制	操業期間を定めて、採捕を規制しているものをいう。
漁法の規制	特定の漁法の禁止等を定めているものをいう。
漁具の規制	漁網の目合規制、特定の漁具の使用禁止等を定めているものをいう。
出漁日数の規制	年間又は漁期間の出漁日数、禁漁日等を定めているものをいう。
操業時間の規制	1日当たりの操業時間、操業開始時刻等を定めているものをいう。
漁獲（収獲）サイズの規制	採捕又は出荷できる魚介類の大きさ（体長、重量等）を定めているものをいう。
漁獲量（収獲量）の規制	年間又は漁期間若しくは1日当たりの1経営体又は1漁労体（海面漁業を営むための作業の単位をいいます。）当たり漁獲量を定めているものをいい、海面養殖にあつては、1経営体当たりの収獲量を定めているものをいう。
管理組織に参加している経営体数	過去1年間に漁業を営んだ個人経営体及び事業所をいう。 なお、別途調査している漁業経営体調査においては海上作業従事日数が30日未満の場合は個人経営体として調査を行わないが、この調査における漁業経営体数には含める。
管理対象漁業種類	漁業管理組織が対象とする漁業種類を以下の10種類に区分したものをいう。 小型底びき網、その他の底びき網、船びき網、刺網、定置網、はえ縄、釣、採貝・採藻、その他の漁業、海面養殖業
管理対象魚種	過去5年間（平成20年1月1日から平成24年12月31日）自主的な管理を行った管理対象魚種をいう。

(3) 海面漁業地域調査

過去1年間	海面漁業経営体調査の「過去1年間」（131ページ）に同じ。
漁業体験	地びき網、定置網、底びき網等の漁業を実際に体験できる活動をいう。
魚食普及活動	水産物の消費拡大と漁業への理解を深めてもらうことを目的として、魚の調理法の講習や料理実習、地域行事での魚料理出展やパネル展示等のイベントの実施、健康食品としてのPR等の活動をいう。
水産物直売所	食品衛生法に基づく魚介類販売業の許可を得て、生鮮魚介類、水産加工品等を定期的に消費者と直接対面で販売するための施設（冷蔵設備を有し、鉄骨造、鉄

	筋コンクリート造、木造等十分な耐久性を有する構造であって、給水、汚物処理設備等を有する施設）を有し、その販売活動に専従の常時従業者を使用している事業所をいう。
年間利用者数	過去1年間に水産物直売所に来場した人数をいう。

(4) 内水面漁業経営体調査

内水面漁業	内水面（浜名湖、中海、加茂湖、猿澗湖、風蓮湖及び厚岸湖は除く。以下同じ。）において営む漁業のことをいう。
過去1年間	海面漁業経営体調査の「過去1年間」（131ページ）に同じ。
内水面漁業経営体	共同漁業権の在する天然の湖沼その他の湖沼（以下「湖沼」という。）における水産動植物の採捕の事業、又は内水面における養殖の事業を、過去1年間に、利潤又は生活の資を得るために、生産物を販売することを目的として営んだ世帯又は事業所のことをいう。 なお、内水面における養殖とは、内水面において計画的かつ継続的に給餌又は施肥を行い、養殖用又は放流用の種苗若しくは成魚を養成することをいう。
経営組織	海面漁業の「経営組織」（131ページ）に同じ。
漁業種類	湖沼漁業経営体が行った以下の漁業種類（11種類）をいう。 ①網漁業（5種類）：底びき網・船びき網、刺網、定置網、投網、 その他の網漁業 ②その他の漁業（4種類）：釣・はえ縄、採貝・採藻、籠類、 その他の漁業 ③養殖業（2種類）：魚類養殖、その他の養殖
主とする漁業種類	過去1年間に行った全ての漁業種類のうち、販売金額が最も多かったものをいう。
営んだ漁業種類	過去1年間に行った全ての漁業種類をいう。
養殖種類	内水面養殖業経営体が行った以下の養殖種類（16種類）をいう。 ①食用（9種類）：にじます、その他のます類、あゆ、こい、ふな、うなぎ、 すっぽん、海水魚種、その他 ②種苗用（4種類）：ます類、あゆ、こい、その他 ③観賞用（2種類）：錦ごい、きんぎょ ④真珠（1種類）：真珠
主とする養殖種類	過去1年間に行った全ての養殖種類のうち、販売金額が最も多かったものをいう。
営んだ養殖種類	過去1年間に行った全ての養殖種類をいう。

湖沼漁業の湖上作業	湖沼漁業において湖上等で行う以下の作業をいう。 ①船漁業では、漁船の航行、漁労等の作業。 ②定置網漁業では、網の張り立て、取り替え、漁船の航行、漁労、その他湖上における全ての作業及び岡見（定置網に魚が入るのを見張る作業）。 ③地びき網漁業では、漁船の航行、網の打ち回し、その他湖上における全ての漁労作業及び陸上の引き子の作業。 ④船を使用しない採貝・採藻。 ⑤養殖業では、養殖場への往復、いかだやいけす等の養殖施設の張り立て及び取り外し、採苗、養殖場の見回り、収獲物の採取等湖上における全ての作業。（真珠養殖の施術作業、貝掃除作業、貝のむき身作業のみに従事する場合を除く。）
湖沼漁業の湖上作業従事者	満15歳以上で、日数にかかわらず過去1年間に湖沼漁業の湖上作業に従事した者をいい、特定の作業を行うために臨時的に従事した者も含む。
養殖作業	養殖業における、給餌（調餌を含む。）、選別、取揚げ、養殖池の管理、養殖施設の設置作業、その他の養殖経営に必要な作業。（湖沼漁業における養殖業の作業も含む。）
養殖業従事者	満15歳以上で、日数にかかわらず過去1年間に養殖作業に従事した者をいい、特定の作業を行うために臨時的に従事した者も含む。
新規就業者	個人経営体のうち、過去1年間に漁業で恒常的な収入を得ることを目的に主として漁業に従事した者で、①新たに漁業を始めた者、②他の仕事の主であったが漁業が主となった者、③普段の状態が仕事を主としていなかったが漁業が主となった者のいずれかに該当する者をいう。
保有漁船	過去1年間に使用した漁船のうち、平成25年11月1日時点で漁業経営体が管理運営している漁船をいう。（他から借りている漁船は含め、他に貸している漁船は含まない。）
無動力漁船	海面漁業経営体調査の「無動力漁船」（133ページ）に同じ。
船外機付漁船	海面漁業経営体調査の「船外機付漁船」（133ページ）に同じ。
動力漁船	海面漁業経営体調査の「動力漁船」（133ページ）に同じ。
個人経営体の専兼業分類	海面漁業経営体調査の「個人経営体の専兼業分類」（133ページ）に同じ。
自営漁業の後継者	海面漁業経営体調査の「自営漁業の後継者」（134ページ）に同じ。
養殖池数	養殖業に使用した養殖池（養成池、稚魚池、収獲時の補助池等であり、水質浄化用の沈殿池やろ過池等は含まない。）の数をいう。

	なお、コンクリート等の固定物で仕切られた区画については、それぞれを池数として数える（漁網等の取り外しが可能な仕切りは含めない。）。 また、網いけす養殖の場合はいけすの数、真珠養殖の場合は区画漁業権の数を養殖池数とする。
養殖面積	養殖池の面積をいう。 なお、網いけす養殖の場合はいけすで囲った水面の面積、真珠養殖の場合は養殖施設の設置された区画の面積をいう。
漁獲物の販売金額	過去1年間に湖沼漁業の漁獲物を販売した金額（消費税を含む。）をいう。なお、湖沼における養殖の収獲物を含む。
収獲物の販売金額	過去1年間に内水面養殖業の収獲物を販売した合計金額（消費税を含む。）をいう。

(5) 内水面漁業地域調査

内水面漁業地域	内水面において漁業権行使区域により区分されている水域及びこれに接続する地域をいう。
過去1年間	海面漁業経営体調査の「過去1年間」（131ページ）に同じ。
遊漁承認証	内水面における漁業権の公共的な性格から、共同漁業権の権利者たる組合が、遊漁規則を定め、遊漁者に対し発行する承認証をいう。
都市との交流活動の取組	過去1年間に内水面組合が実施した、漁村地域以外から訪れる人へ漁業や水産物への理解を深めてもらうための体験活動などの取組。
漁業体験	海面漁業地域調査の「漁業体験」（136ページ）に同じ。
魚食普及活動	海面漁業地域調査の「魚食普及活動」（136ページ）に同じ。

(6) 魚市場調査

過去1年間	平成25年1月1日～平成25年12月31日の期間
魚市場	過去1年間に漁船による水産物の直接水揚げがあった市場及び漁船による直接水揚げがなくても、陸送により生産地から水産物の搬入を受けて、第1次段階の取引を行った市場をいう。
水産物の品質・衛生管理機器	
海水殺菌装置	海水の殺菌・滅菌を目的とした装置。
砕氷・製氷機	魚市場内で使用する氷がけ等の氷を製造するための装置。

	なお、出荷用保冷車や漁船の船艙に積むための氷のみを製造する目的の装置は含まない。
脱臭装置、排ガス処理装置	建物内の空気の清浄を目的とした装置。
水産加工機器	フィレマシーン、包装機などの水産物の一次加工、パック作業等を自動で行うための装置。
その他	機器類を衛生的に洗浄するためのオゾン水製造器など上記以外で、水産物の品質・衛生等の管理を目的として設置されている機器。

(7) 冷凍・冷蔵、水産加工場調査

過去1年間	魚市場調査の「過去1年間」（139ページ）に同じ。
冷凍・冷蔵工場	陸上において主機10馬力（7.5kW）以上の冷蔵・冷凍施設を有し、過去1年間に水産物（のり冷凍網を除く。）を冷凍し、又は低温で貯蔵した事業所をいう。
水産加工場	販売を目的として過去1年間に水産動植物を他から購入して加工製造を行った事業所及び原料が自家生産物であっても加工製造するための作業場又は工場と認められるものを有し、その製造活動に専従の従事者を使用し、加工製造を行った事業所をいう。
事業所の形態	
個人	個人が事業所を営んでいる場合をいう。
会社	海面漁業経営体調査の経営組織「会社」（131ページ）に同じ。
漁協、漁連、生産組合	水協法第2条に規定する漁協、漁連及び漁業生産組合をいう。
水産加工組合、加工連	水協法第2条に規定する水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会をいう。
その他の組合	名称中に「組合」または「組合連合会」の文字を用いているもので、上記『漁協、漁連、生産組合』及び『水産加工組合、加工連』以外のものをいう。
その他	上記のいずれにも該当しないものをいう。
従業者	以下の①～④のいずれかに該当する人をいう。 ①個人事業主及び無給の家族従業者 ②常勤の役員 ③雇用者（賃金・給与（現物支給を含む）を支給されている人） ④出向・派遣受入者 なお、実務にたずさわらない事業主、他の会社等へ出向・派遣している者及び研修生は含めない。
常時従業者	従業者の①及び②に加え、③又は④のうち、次の⑤～⑦のいずれかに該当する人をいう。

その他

⑤期間を定めずに従事している人

⑥1か月を超える期間を定めて従事している人

⑦平成25年9月と10月にそれぞれ18日以上従事した人

なお、重役や理事などの役員で、常時勤務して毎月給与の支払いを受けている場合は、「常時従業者」に含める。

常時従業者以外の従業者で、1か月以内の期間を定めて雇用されている人、日々雇用されている人等をいう。

なお、臨時雇用、日々雇用の場合でも、常時従業者の⑦に該当する場合は、常時従業者に含める。

10 大海区区分図

